

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月1日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第44号

### 秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第14条の3第3項中「第14条各号」を「第14条の3各号」に改め、同条を第14条の5とし、第14条の2を第14条の4とし、第14条の前の見出しおよび同条第6号を削り、同条を第14条の3とし、第13条の2の次に次の見出しおよび2条を加える。

#### （寒冷地手当）

第14条 条例第25条第1号の規則で定める地区は、次に掲げる地区とする。

- (1) 河辺地区
- (2) 雄和地区

2 条例第25条第2号アの規則で定める基準は、公署の所在地の月の平均気温の最低値（過去30年間の各月の平均気温であって、気象庁が発表する数値をいう。）が摂氏零度以下であり、かつ、その所在地の月の最深積雪の最大値（過去30年間の各月の平均積雪深（12月から翌年3月までのものに限る。）のうち、気象庁が発表する数値をいう。以下この項において同じ。）が15センチメートル以上であること、又は公署の所在地の月の最深積雪の最大値が80センチメートル以上であることとする。

第14条の2 条例第25条の2第1項の表に規定する「世帯主である職員」とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。

- (1) 扶養親族（職員の配偶者で他に生計の途がなく主として当該職員の

扶養を受けているものおよび条例第8条第2項に規定する扶養親族を  
いう。次号において同じ。)を有する者

(2) 扶養親族を有しないが、居住のため、一戸を構えている者又は下宿、  
寮等の一部屋を専用している者

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。